館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２６日

館林地区消防組合
管理者　多　田　善　宏

館林地区消防組合規則第４号

館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員の給与に関する条例施行規則（昭和４５年館林地区消防組合規則第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第１号中「職員の配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第７条の５第１項中「条例第 20 条の２第３項第１号」を「条例第 20 条の２第３項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第１項の」を加え、同条第４項中「条例第 20 条の２第１項の勤務の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項」を「次に掲げる場合には、条例第 20 条の２第２項」に改め、同項に次の後段及び各号を加える。

この場合において、職員がした同条第２項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。

（１）　条例第 20 条の２第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合

（２）　条例第 20 条の２第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。